平成２２年（フ）第１８０３号
東京都多摩市諏訪４丁目１番地６―207
債務者　吉原　美佳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
東京都世田谷区上北沢４丁目17番６号ヴェレーザ24”101
債務者　手塚　　勝
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６０号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納285番地　国映アパート205号室
債務者　城間　　恒
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６１号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納285番地　国映アパート205号室
債務者　城間　香織
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２８５号
沖縄県うるま市勝連南風原4327番地　新安里アパート202号
債務者　大村　美栄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第７号
沖縄県沖縄市大里２丁目５番６号　照屋住宅１Ｆ
債務者　上間　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２号
沖縄県うるま市字上江洲461番地　ローズハイツ102
債務者　古謝　有朝
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３１６号
静岡県富士宮市猪之頭2279番地の11、前住所静岡県富士宮市万野原新田3190番地の４
債務者　若林　俊夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４２号
茨城県土浦市中貫1566番地の３
破産者　太陽物流株式会社
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０８５号
愛知県瀬戸市東横山町１番地２・２番地・２番地１、登記簿上の所在地愛知県瀬戸市東横山町３番地
破産者　合資会社西久ふとん店
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８０号
札幌市白石区川下３条４丁目６番18号
破産者　有限会社石田厨機
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７００号
埼玉県入間郡三芳町竹間沢東11番地13
破産者　有限会社イソダ
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８７６号
東京都墨田区菊川３丁目22番７―202号、開始決定時の住所東京都多摩市永山２丁目24番地の１ライオンズガーデン多摩永山605
破産者　村上　雅人
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５３８号
東京都福生市本町133番地６ハイネス福生503号室
破産者　山本　忠行
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０１３号
横浜市磯子区汐見台２丁目６番2607―733、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地４丁目４番14号
破産者　有限会社アイズクリエイティブコーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１５号
神奈川県厚木市飯山888番地１Ｃ―205
破産者　東洋防水技研株式会社
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
山梨県南都留郡鳴沢村1609番地１
破産者　寺脇　　賢
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
山梨県富士吉田市新西原１丁目３番23号　渡辺荘103号室
破産者　渡邊　　武
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係